

日時：令和2年3月26日
於：富山県庁4階大ホール

第35回富山県地方港湾審議会議事録

富山県土木部港湾課

第 35 回富山県地方港湾審議会 議事録

- 1 日 時 令和 2 年 3 月 26 日 (木) 13:25~14:15
- 2 場 所 富山県庁 4 階大ホール
- 3 内 容 伏木富山港港湾計画の軽易な変更について
- 4 委員出席者 19 名

| 区 分 | 氏 名 | 役 職 名 |
|---------------------|--|---|
| 学識経験のある者 6 名 | ◎ 大野 正人 河合 雅司 高村 大輔 早川 泰子 白井 尚子 棚田 千枝子 | (一財)港湾空港総合技術センター専務理事 富山高等専門学校教授 日本貿易振興機構富山貿易情報センター所長 富山県消費者協会常任理事 前ANA富山空港所長 高岡商工会議所女性会 副会長 |
| 港湾関係者 7 名 | 川西 邦夫 景山 博幸 金尾 雅行 神田 修二 欠 尾山 春枝 欠 浦 隆幸 法土 豊行 | 伏木海陸運送(株) 社長 日本通運(株) 富山港事業所長 富山港湾運送(株) 社長 伏木水先区水先人会会長 富山県漁業協同組合連合会代表理事会長 全日本海員組合北陸支部長 全日本港湾労働組合日本海地方伏木支部執行委員長 |
| 関係市町村の長 4 名 | 代 森 雅志 代 高橋 正樹 代 夏野 元志 代 村椿 晃 | 富山市長 高岡市長 射水市長 魚津市長 |
| 国の地方行政機関 の職員 4 名 | 代 中山 峰孝 代 吉岡 幹夫 代 板崎 龍介 樺沢 均 | 財務省大阪税関長 国土交通省北陸地方整備局長 国土交通省北陸信越運輸局長 国土交通省海上保安庁第九管区海上保安本部 伏木海上保安部長(伏木富山港長) |

◎は会長、代は代理出席、欠は欠席

- 5 事務局 太田土木部次長
港湾課：上野参事・港湾課長、三鍋主幹、木本主幹・計画係長、
清田課長補佐(司会)、高野課長補佐

6 審議経過

- 開会
(司会) 本日はお忙しいところ、また急な会場変更にも関わらず、お集まり頂きありがとうございます。定刻前ではございますが、委員の皆様お集まりでございますので、ただ今より第35回富山県地方港湾審議会を開催いたします。これより先、着席して説明させていただきます。
- 後程、会長が選任されるまでの間、事務局において会議の進行をさせていただきますと存じますので、よろしく願いいたします。
- はじめに、港湾管理者を代表いたしまして、富山県太田土木部次長がご挨拶を申し上げます。
- 挨拶
(土木部次長) 富山県土木部で次長を務めております太田と申します。
- 本来ならばこの会議に水口土木部長が出席してご挨拶させて頂くところでございますが、生憎、別の公務と重複しておりまして出席ができませんので、私の方から、開会にあたりまして、簡単にご挨拶を申しあげさせていただきますと思います。
- 本日、第35回富山県地方港湾審議会を開催いたしましたところ、委員の皆様方には年度末の大変お忙しい中、また新型コロナなど騒がしい中にご出席頂きまして、誠にありがとうございます。
- また、日頃から、本県の港湾行政をはじめ、県政の推進に格段のご高配を頂き、この場をお借りしまして、厚く御礼申し上げます。
- さて、伏木富山港は、平成23年11月に、日本海側の「総合的拠点港」に選定されたほか、「国際海上コンテナ」「国際フェリー・国際RORO船」「外航クルーズ(背後観光地クルーズ)」の3つの機能別拠点港にも選定されました。
- 県では、伏木富山港が名実ともに日本海側の「総合的拠点港」としてさらに発展していくため、積極的に各種施策に取り組んでいるところでございます。
- 伏木地区では、臨港道路の整備に取り組んでおり、新湊地区では平成30年にコンテナヤードの拡張整備を完了し、また、国の直轄事業により、昨年、国際物流ターミナルの岸壁を延伸されるとともに、中央岸壁の大水深化事業にも着手されたところでございます。また、富山地区では、2号岸壁の老朽化対策にあわせた耐震化が進められております。港湾機能を拡充していくことによりまして、伏木富山港が、環日本海のゲートウェイとしての役割を担えるよう取り組んでおります。
- さらに、物流拠点として港湾機能の拡充・強化に加えまして、マリンスポーツの振興や北陸新幹線の開業による観光誘致など、地域の賑わいづくりや活性化に寄与するマリーナ整備などの各種施策にも取り組むとともに、昨年は日本初となる「世界で最も美しい湾クラブ」世界総会を開催するなど、富山湾の国際的ブランド価値を一層高める取り組みを進めております。
- 本日ご審議頂くのは、3地区でございます。富山地区は木材取扱施設計画及び土地利用計画等に関する事項、新湊地区は土地利用計画に関する事項、また、伏木地区は臨港交通施設計画に関する事項でございます。
- 委員の皆様方におかれましては、それぞれの専門的、技術的な見地からご審議を頂きますようお願いいたします。
- 本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

| | |
|------------------------|--|
| <p>配付資料確認 (司会)</p> | <p>続きまして、本日の配付資料についてご確認させていただきます。 お手元に配付資料等一覧がございますので、全て揃っているか確認をお願いいたします。 審議会次第、委員名簿、座席表、資料1から資料8。なお、資料4につきましては付属資料がついております。その他に、PORT of FUSHIKI-TOYAMAのパンフレットがございます。 ご不足等ございませんでしょうか。もし、ご不足等がございましたら、申し出て頂ければと思います。</p> |
| <p>委員紹介 (司会)</p> | <p>続きまして、本日ご出席の委員皆様のご紹介につきましては、本来であれば、委員の皆様お一人ずつご紹介申し上げるべきところでございますが、時間の関係もでございますので、お手元の委員名簿及び座席表をご覧頂くということで、ご紹介に代えさせていただきますと存じます。</p> |
| <p>会長選出 (司会)</p> | <p>続きまして、会長選出に移ります。 本審議会の委員につきましては、昨年4月に委嘱申し上げたところでございますが、今回が委嘱後初めて開催されます審議会でございますので、「富山県地方港湾審議会条例」第5条の規定により、本審議会の会長を選出したいと思っております。 条例では、「会長は、委員が互選する」こととなっておりますが、どなたか会長の選出につきまして、ご提案・ご意見はございませんでしょうか。</p> |
| <p>金尾委員</p> | <p>金尾でございます。会長の選出について、提案をさせていただきます。 本審議会の会長を、大野委員にお願いをできたらと思っております。 大野委員は、現在、一般財団法人港湾空港総合技術センターの専務理事を務められており、港湾整備の推進と我が国経済の発展に寄与されているとともに、国土交通省在任時には北陸地方整備局港湾空港部長等もご経験をされておられます。 港湾行政や物流・産業・経済事情に精通され、環日本海経済を熟知されておられることから、大野委員にお願いしたらいかかと思っております。</p> |
| <p>(司会)</p> | <p>ただいま、金尾委員から会長に大野委員をというご提案がありましたが、皆様いかがでしょうか。</p> |
| <p>(委員一同)</p> | <p>(異議なし)</p> |
| <p>(司会)</p> | <p>ありがとうございます。異議が無いようでございますので、大野委員に会長をお願いしたいと存じます。会議の議長は会長が務めて頂くこととなっております。 大野会長には、議長席の方へご移動頂きますよう、よろしくお願いたします。</p> |
| <p>会長挨拶 (会長)</p> | <p>ただいま会長に選出されました、大野でございます。 今日の会議が開かれるかどうか、新型コロナウイルスの発症者が出ており</p> |

ましたので心配しておりましたけれども、無事開催されましてほっとしております。

私は先程少しご紹介頂きましたが、北陸地方整備局で港湾空港部長をしていた時よりずっと前ですが、若い時に新潟の調査設計事務所というところで伏木富山港の色々な施設の設計も担当しておりました。そういう意味で、この伏木富山港に関係させて頂くということは、大変光栄に思っております。

伏木富山港は、我が国の中でも非常に個性的な港でございまして、色々な顔を持っている港でございます。産業面は勿論ですが、物流でもロシアとか非常に特殊な地域との対岸貿易もしておりますし、また、観光、あるいは水産、それに生活空間にも非常に近いという特徴を持った、面白い港でございます。

この港の発展のために、少しでも本審議会を通じまして、貢献できればと思います。皆さんのお話を伺いながら、審議を進めたいと思いますので、ご協力よろしく願いいたします。

定足数確認
(会長) それでは、これから審議に入りますが、その前に、本日の委員の出席数が定足数に達しているかどうかお伺いいたします。事務局からお願いいたします。

(司会) 本日は、19名の委員の皆様のご出席を頂いております。全委員数21名の過半数であり、定足数に達しておりますのでご報告いたします。

(会長) ただいまの事務局の報告のとおり、定足数に達しておりますので、本会議は成立しております。

議事録署名
委員指名
(会長) なお、本日の議事録署名委員でございまして、甚だ恐縮ではございますけれども、私の方からお願いしたいと存じます。

(会長) ご面倒ではございますが、河合委員、それから高村委員のお二方をお願いしたいと思いますので、いかがでしょうか。

(一同) (異議なし)

(会長) お二方とも賛同して頂いているようですので、お二方に議事録署名委員をお願いいたします。よろしく申し上げます。

議題提示
(会長) それでは、ただいまから審議に入りたいと思います。

本日の議題であります、「伏木富山港港湾計画の軽易な変更」につきましては、知事から諮問がまいっております。港湾法第3条の3第3項の規定により本審議会の意見を求めることとなっておりますので、委員の皆様、よろしくお願いいたします。

軽易な変更
内容説明請求
(会長) それでは、「伏木富山港港湾計画の軽易な変更」について、事務局から説明をお願いいたします。

内容説明
(事務局)

港湾課長の上野と申します。港湾計画の軽易な変更について説明させていただきます。失礼ではございますが、着席にて説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

最初は、パワーポイントを使って港湾計画の概要等について説明させていただきます。パワーポイントはお手元の資料2と同じ内容のものでございます。その後、資料3、4を使いまして港湾計画の法定図書について説明させていただきます。

なお、港湾法に基づく「港湾計画書」は資料3で、法定図書でございます。資料4は、補足説明資料です。

前方のスクリーン、または「資料2」の、2ページをご覧ください。港湾計画について説明させていただきます。

港湾法では、「港湾管理者が港湾計画を策定する義務がある。」と定められています。伏木富山港の場合は、富山県が港湾管理者であります。

港湾計画には、将来の港湾の目標等を定めることとされています。

港湾計画を定めることによりまして、「港湾の利用を考える企業にとって、立地計画や経営計画の判断材料になる。」また、「国からの補助事業、例えば岸壁や臨港道路を整備する際に、その採択に際しての判断基準になる。」などの効果が期待されます。

3ページをご覧ください。港湾計画には、「港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全の方針」、「港湾の取扱貨物量や旅客施設利用者数」、「港湾の能力に応じた岸壁の水深や延長」等を記載することとされています。

4ページをご覧ください。港湾計画の変更の区分を示しています。

変更する内容やその規模によって、「改訂」「一部変更」「軽易な変更」の3種類に区分されます。今回の港湾計画の変更については、「富山地区は、泊地の変更ですが直轄対象の係留施設のためではないこと、及び面積が20ha未満の土地利用計画の変更など、一部変更の対象とならない規模の港湾施設の変更」、「新湊地区は、面積が20ha未満の土地利用計画の変更」、「伏木地区は、直轄対象の係留施設の機能を確保するための主要な臨港道路ではない臨港道路の廃止」となるため、3地区とも「軽易な変更」となります。

5ページをご覧ください。計画変更のフローです。

一番上の、真ん中に青枠で記載しております「港湾管理者の計画策定」、これが、本日、お諮りする内容で、資料3の港湾計画書(案)です。策定にあたっては、事前に関係機関と調整を行い、案を作成しております。

この案につきまして、赤色の線で示してありますように本日の審議会に諮問しまして、ご審議頂くものです。

それでは、本日の軽易な変更の内容について説明します。

7ページをご覧ください。

伏木富山港は、本州のほぼ中央部に位置し、その恵まれた地理的条件により、古くから日本海側の重要な港として栄えてきました。

昭和61年には、国際貿易に関して、特に重要な港湾であるとして、国から特定重要港湾に指定され、平成23年4月には港湾法改正により国際拠点港湾に指定されております。

平成23年11月には、日本海側の「総合的拠点港」に選定されたほか、「国際海上コンテナ」、「国際フェリー・国際RORO船」及び「外航クルーズ」の3つの機能別拠点港にも選定されました。

伏木富山港は、西から伏木地区、新湊地区、富山地区の3地区から構成され、本県の経済や産業を支えると共に環日本海のゲートウェイとして、物流・交流の拠点として大きな役割を担っています。

8ページをご覧ください。

最初に、富山地区における軽易な変更についてご説明いたします。

9ページをご覧ください。富山地区の全景を示した航空写真でございます。

一番下に、富山駅がございまして、その上に、富岩運河環水公園がございまして、そこから、富山湾に向けて、富岩運河がございまして、富岩運河の途中には、国道8号の手前に、国の重要文化財に指定されている中島閘門がございまして、この中島閘門は、上流と下流の水位差2.5mの水位調整を行っているパナマ運河方式の閘門でございます。

国道8号の下流側には、富岩運河から東に約800m延びる住友運河がございまして、こちらが今回の変更箇所となります。

富岩運河は、神通川と平行に位置しておりますが、その先に富山港があり、富山湾に至っております。

10ページをご覧ください。住友運河周辺を拡大した航空写真でございます。

写真左にあります富岩運河から右側に延びておりますのが、住友運河でございます。住友運河には木材取扱施設がございまして、赤色で図示しておりますように、陸上施設として米田第2及び第3整理場や新米田貯木場などが、また水面施設として米田水面貯木場や米田水面整理場がございまして、また、富岩運河にも、水面施設として環水公園の下流側から萩浦橋まで富岩運河貯木場及び整理場がございまして、

なお、米田水面貯木場の北側には、富山県岩瀬スポーツ公園が隣接しており、富岩運河と住友運河の合流部右側には、馬場記念公園があるほか、UIJターナー等住居（仮称）が整備予定でございます。

11ページをご覧ください。

富山地区における「原木・製材の輸入量推移」の表になりますが、平成28年以降、原木の輸入取扱量はゼロとなっております。

また、原木の荷受組織であった「株式会社富山県木材管理センター」は平成22年5月に解散しており、それ以降、米田木材整理場及び貯木場や富岩運河における木材取扱施設としての利用実績はございません。

今後、木材取扱施設としての利用は見込めないことから土地の有効活用を図るため、木材取扱施設を廃止するとともに、木材取扱施設は土地利用の区分が埠頭用地となりますが、土地利用の区分を埠頭用地から緑地に変更するものでございます。

12ページをご覧ください。

先程、ご説明したとおり、住友運河におきまして、土地利用計画を埠頭用地から緑地に変更することにより、米田水面貯木場周辺に遊歩道を整備し、運河周辺の周遊性を高めるとともに、休憩施設等も整備することにより親水空間の創出を図るものでございます。なお、米田水面貯木場の北側については、緑地の整備にあたり、一部埋め立てる計画としております。

続きまして、臨港交通施設計画の変更についてご説明いたします。写真中、左の赤い線です。現在、富岩運河におきまして、富岩運河環水公園から富山港に向かって遊歩道を順次整備しているところでございますが、右岸側につきましては、住友運河合流部まで整備済みでございます。今後、住友運河合流部から下流側にも整備を延伸していく予定ですが、住友運河により遊歩道が分断されてしまうため、遊歩道に歩行者専用の連絡橋となる臨港道路を追加し、周遊性を高めるものでございます。

13ページをご覧ください。左が既定計画、右が今回変更の計画となります。

既定計画では、住友運河東側3.2haの土地利用区分を埠頭用地として計画しておりますが、現在利用実績が無く、今後も利用が見込めない状況でございます。

今回の計画変更により、埠頭用地を有効活用するため、土地利用計画を緑地へ変更するものでございます。面積が3.2から3.6haに0.4ha増えておりますのは、緑地の利用形態を鑑み、米田水面貯木場の北側を一部埋め立てる計画にしているためでございます。

また、米田水面貯木場の一部埋め立てに伴い、泊地の面積を18.3haから17.9haに変更しております。

さらに、富岩運河添いの周遊性を高めるために、住友運河に歩行者専用の連絡橋となる臨港道路を追加しております。

14ページをご覧ください。

次に新湊地区における軽易な変更ですが、今回の変更箇所は丸で囲んでおります、東埋立地における土地利用計画の変更でございます。

15ページをご覧ください。新湊地区の概要を説明します。

富山新港は昭和43年4月21日に開港して以来、背後の臨海工業地帯とともに工業用原材料の物流拠点として発展してきた港であり、近年は国際海上コンテナの拠点にもなっております。

さらに、旅客船バース、海王丸パーク、新湊マリーナ、元気の森公園などを整備し、地域活性化の拠点として重要な役割も担っております。

今回の計画変更につきましては、東埋立地の中央部に赤色で図示している箇所になります。

16ページをご覧ください。

新湊地区における東埋立地の現況であります。新湊マリーナや海竜スポーツランド、及び元気の森公園などのスポーツ施設が立地しているほか、周辺には世界で最も美しい湾クラブに選定された富山湾や海王丸パーク、新湊

大橋などがあり、子供からお年寄りまで多くの方々に利用されているところ
でございます。

航空写真の真ん中ですが、元気の森公園の上に未利用地である港湾関連用
地がございます。

この港湾関連用地につきましては、計画上は水産関連施設等の立地を想定
しておりましたが、今回、この港湾関連用地を緑地として土地利用計画を変
更し、射水市が計画しているフットボールセンターを整備することにより、
元気の森公園をはじめとしたスポーツ施設や周辺施設との相乗効果により、
県内外の方に広く利用して頂くことを期待するものでございます。

17ページをご覧ください。左が既定計画、右が今回変更の計画となります。

既定計画では、東埋立地の中央部3.1haの土地利用区分を港湾関連用地とし
て計画しておりますが、(仮称)射水市フットボールセンターの整備計画に合
わせ、土地利用計画を港湾関連用地から緑地へ変更するものでございます。

最後に、伏木地区の軽易な変更について説明いたします。18ページをご覧
下さい。今回変更箇所は、赤丸で囲んだ箇所にある臨港道路13号線になりま
す。

19ページをご覧ください。伏木地区全体の航空写真でございます。

伏木港は、小矢部川の河口港で富山湾西南部に位置しており、平成元年か
ら外港建設に着手し、平成18年に水深14m、暫定で12mの国際物流ターミナ
ル5.2haが供用するなど、外港展開を進めているところでございます。

背後地には、紙パルプ、化学を中心とする臨海工業地帯や石油基地があり
、対岸諸国との貿易港として県内外の社会経済発展の一翼を担っております
。

今回、計画変更の対象となる臨港道路13号線は、赤丸で囲んだ箇所となり
ます。

20ページをご覧ください。写真は、伏木外港の近影でございます。

臨港道路13号線につきましては、写真中央を東西に延びております臨港道
路3号線から高岡市の港湾部局が入居していた旧伏木社会福祉会館までを南
北につなぐ延長約80mの臨港道路であり、港湾関係庁舎へのアクセス道路と
して位置づけられたものでございます。

しかしながら、平成31年3月に当該庁舎が解体され、臨港道路としての機
能が不要となったことから、臨港交通施設計画を変更し、臨港道路13号線を
廃止するものでございます。

21ページをご覧ください。左が既定計画、右が今回の計画でございます。

既定計画では、臨港道路3号線から南に向かって臨港道路13号線が位置付
けられておりますが、港湾関係庁舎の解体により臨港道路としての機能が不
要となったため、臨港道路13号線を廃止するものでございます。

22ページをご覧ください。最後に港湾計画の変更に関する関係機関との調整
状況についてご説明します。

審議会に先立ち関係機関に意見照会しておりますが、照会先からは計画変更について、全て意見なしと回答を頂いております。

その他の意見として、県の生活環境文化部長から、「計画変更後の施設の立地及び工事の実施に当たっては、周辺に民家や学校などが立地しており、周辺地域の生活環境への影響が考えられることから、環境保全対策に万全を期すこと。」との意見を頂いており、今後、施設の立地及び工事の実施に当たっては、環境保全対策に万全を期すよう調整させて頂きたいと考えております。

また県の建築住宅課長からは「土地利用計画の変更に伴い、港湾施設に該当しない建築物等を建築する場合は、都市計画法第29条の許可を要する必要があるため、個別に協議願います。」との意見を頂いており、今後、許可を要する必要がある場合は、関係機関と協議を実施してまいりたいと考えております。

続きまして、港湾計画の法定計画である資料3について説明いたします。併せて、その補足資料である資料4もご覧頂きながら説明いたします。

港湾計画書は本来黒字部分の記載のみとなりますが、それだけでは変更内容が分かりにくいいため、赤字で補足説明を記載しております。

それでは資料3の1ページをご覧下さい。変更理由ですが、4つございまして、1つ目は、富山地区の住友運河における土地利用計画に係る理由で、「親水空間確保の要請に対応するため、富山地区において木材取扱施設計画を廃止するとともに、水域施設計画、港湾環境整備施設計画、土地造成及び土地利用計画を変更する。」

2つ目も、富山地区の住友運河における歩行者専用の連絡橋に係る理由で、「運河沿いの周遊性を高めるため、富山地区において臨港交通施設計画を追加する。」

3つ目は、新湊地区の東埋立地における土地利用計画に係る理由で、「スポーツ・レクリエーション需要の変化に対応するため、新湊地区において港湾環境整備施設計画及び土地利用計画を変更する。」

4つ目は、伏木地区における臨港道路に係る理由で、「利用形態の変化に対応するため、伏木地区において臨港交通施設計画を廃止する。」でございます。

次に資料3の2ページの上側と資料4の2ページを併せてご覧下さい。

まず、港湾施設の規模及び配置におきまして、富山地区における木材取扱施設計画の変更です。

木材取扱需要の変化に伴い、資料3のかっこで閉じられている既設の木材取扱施設を廃止するもので、赤書きは、資料4の図2-1-1で示した施設を集計したものです。

次に資料3の2ページの下側と資料4の3ページを併せてご覧下さい。

富山地区における水域施設計画の変更です。

今回の変更は泊地の変更ですが、泊地とは、「船舶を停泊させる水域」のことでございます。資料4の3ページに図示されているとおり、緑地整備にあ

たり0.4ha埋め立てる必要があるため、泊地面積を既定計画の18.3haから0.4ha控除しまして17.9haとなり、四捨五入して18haとなります。

次に資料3の3ページと資料4の7ページを併せてご覧下さい。

臨港交通施設計画の変更になりますが、まず富山地区において、運河沿いの周遊性を高めるため、臨港道路運河緑地歩道橋線を新規計画として追加するものでございます。

また、伏木地区において、利用形態の変化に対応するため、臨港道路13号線を廃止するものでございます。

次に、資料3の4ページと資料4の8ページを併せてご覧下さい。

港湾環境整備施設計画における緑地計画の変更になります。

まず、新湊地区の東埋立地緑地における変更ですが、スポーツ・レクリエーション需要に対応するため、港湾関連用地3.1haを緑地に変更し、既設面積37.2haと合わせて40.3haに変更するものでございます。計画書では四捨五入して40haとなります。

次に、富山地区の住友運河緑地における変更になりますが、親水空間確保の要請に対応するため、埠頭用地3.2ha及び泊地の土地造成分0.4haを既設2.1haに加えて、5.7haに変更するものでございます。計画書では四捨五入して6haとなります。

次に資料3の5ページと資料4の12ページを併せてご覧下さい。

土地造成計画に係る変更になりますが、富山地区の住友運河におきまして、泊地を一部土地造成する必要があるため、富山地区の土地造成計画を変更するものでございます。

資料4の12ページの下側の表が変更前、上側が変更後の土地造成計画となりますが、変更前の緑地1.1haに土地造成分の0.4haを追加して1.5haとなり、計画書では四捨五入して2haに変更するものでございます。

続きまして、資料3の5ページと資料4の15ページを併せてご覧下さい。

土地利用計画に係る変更になりますが、資料4の15ページの下側の表が変更前、上側が変更後の土地利用計画となります。

土地の用途の左側から順番にご説明いたします。

まず、埠頭用地についてですが、富山地区において、木材取扱施設を廃止するため、3.2ha減となり、29.4haから26.2haに変更となります。計画書では四捨五入して26haとなります。

次に港湾関連用地についてですが、新湊地区において、スポーツ・レクリエーション需要に対応するため、東埋立地の3.1haが緑地に変更となり、56.6haから53.5haに減となります。計画書では四捨五入して54haとなります。

次に交通機能用地についてですが、まず伏木地区においては、臨港道路13号線が廃止となるため、18.4haから0.2ha減少し、18.2haとなりますが、計画書では四捨五入して18haのまま変更はございません。

また、富山地区においては、臨港道路運河緑地歩道橋線が追加となりますが、面積が僅かであることから交通機能用地の面積は19.6haのまま変更しな

いこととし、計画書では四捨五入して20haとなります。

次に緑地についてですが、まず新湊地区においては、スポーツ・レクリエーション需要に対応するため、東埋立地の港湾関連用地3.1haを緑地に変更し、90.6haから93.7haに増加となります。計画書では、四捨五入して94haとなります。

また、富山地区においては、住友運河緑地について、埠頭用地3.2ha及び泊地造成分0.4haの計3.6haを緑地に追加することとなるため、42.5haから46.1haに変更し、計画書では四捨五入して46haとなります。

最後に資料4の16ページ目をご覧ください。

今回の計画変更による「環境への影響と評価」となります。

今回の変更内容は、環境に大きな影響を及ぼす恐れのある事業にはあたらないため、環境影響評価を実施する必要はございませんが、総合的に判断した結果、「今回の計画変更に伴う環境への影響は軽微である」と考えられます。

ただし、実施にあたっては、環境に与える影響を小さくするよう、環境保全に十分配慮してまいりたいと考えております。

以上で、港湾計画の軽易な変更に関する説明を終わらせて頂きますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

審議開始

(会長)

どうもありがとうございました。

それでは、ただいま説明のありました「伏木富山港港湾計画の軽易な変更」につきまして、審議いたしたいと思えます。

ご意見のある方は、どうぞ。ご質問でもよろしいです。

(会長)

よろしいですか。私の方から質問ではありませんけれども、資料2の22ページで関係機関との調整のその他の意見というところが出ていると思えますが、生活環境文化部長からの意見のところでは書かれているのは、富山地区の主な意見ということでしょうか。

(事務局)

項目としまして、1つ目の土地造成、施設の建設、水面埋立て工事等に伴うもの、それぞれ会長さんがおっしゃられました富山地区の埋立てがございします。あと、新湊地区のフットボールセンター、まだ計画は作成中でございしますが、何か施設が建てられるものと推測しております。

また、工事は、それぞれの新湊地区、富山地区で行われますので、近辺の騒音、振動及び粉じんの飛散等に注意するようということとございしますので、新湊地区、富山地区に関係するものと考えております。

(会長)

環境に配慮することは、周辺の住民の方にとっても大切ですから、是非留意しながら進めて頂ければと思えます。

議案採決

(会長)

他にございせんか。

ご意見が無いようですので、本審議会の答申といたしましては「伏木富山港港湾計画の軽易な変更」について、「適当と認める」ということとしたいと

と思いますが、いかがでしょうか。

(一同) (異議なし)

(会長) ありがとうございます。

異議が無いようでございますので、本審議会は知事から諮問のありました「伏木富山港港湾計画の軽易な変更」については、「適当と認める」ということに決定いたします。

審議終了

閉会 (会長)

委員の皆様のご協力により、本日の議事については無事、審議が終了しました。委員の皆様には、円滑な議事の進行にご協力頂き、ありがとうございます。

港湾管理者におかれましては、今後とも、国際拠点港湾である伏木富山港の更なる発展に努めて頂き、より一層利用しやすい「みなと」づくりを最後にお願ひ申しあげまして、本日の審議会を閉会させていただきます。

それでは、事務局にお返しします。

閉会

(事務局)

ありがとうございます。

大野会長におかれましては、円滑に議事を進行頂きまして、大変ありがとうございました。また、委員の皆様には、ご多用のところ、ご審議を頂きまして、ありがとうございました。

この後の手続きといたしましては、「適当と認める」とのご答申を頂きましたので、港湾管理者より国土交通大臣へ計画を送付するとともに、港湾計画の概要の県報告示を行い、港湾計画の軽易な変更がなされることとなります。

以上をもちまして、第35回富山県地方港湾審議会を終了させていただきます。本日は誠にありがとうございました。

議事録署名委員

令和2年3月27日

河 合 雅 司 

高 村 大 輔 